

## 第5回 東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画策定委員会 議事要旨

日時：令和4年11月11日（金） 13：30～15：40

場所：尾鷲市立中央公民館3階 講堂

出席者：委員：高橋委員長、加藤副委員長、濱田委員、小林委員、塩津委員、中野委員、  
室谷委員、吉澤委員、濱中委員、宮本委員、岡田委員、芝委員

事務局：東紀州環境施設組合 福屋事務局長、大崎事務局次長、上村係長、松島主任、  
阪井主任、辻主事

国際航業株式会社 岡田、森田

欠席者：佐藤委員

○開会

○資料確認

○議事（1）第4回委員会における委員指摘事項への対応について

事務局：資料1、資料2説明

委員長：議事（1）の資料1、資料2に対して意見・質問はあるか。

委員：表3-4の新ごみ処理施設の処理対象物で御浜町と紀宝町は、可燃性粗大ごみに  
マルが打たれていないが、前処理設備の使用は可能か。

事務局：可燃ごみや災害ごみの中にも前処理を必要とするごみがあるため、前処理設備は  
5市町とも使用可能と考えている。

委員：設定される計画ごみ質の低位発熱量は、三重県平均や東海三県と比べると低い数  
値となっている。発熱量の分析は、大量のごみからほんのわずかを採取した結果  
にすぎず、サンプル数を多くとって分析を行わないと適切な値とはいえない状況  
である。今後も引き続き分析を実施し、データを蓄積することなので、その  
方向性で良い。

委員：計画ごみ質は、この設定で進めるということか。

事務局：現状はこのとおりとし、年4回の分析で令和5年度までデータを蓄積し、事業発  
注段階において再度検討する。

委員：サンプル数は多いほど精度が高まる。予算が許すなら回数を増やしてデータを集  
めることが望ましい。

委員：日常的に車両渋滞は無いと思うが、一時的にでも渋滞が発生して、施設のイメージが悪くならないよう、構成市町で中継所を設置するなどして、新ごみ処理施設への車両台数を減らすことも検討していただきたい。

委員：渋滞対策として、持込の予約制などは出来ないのか。

事務局：今後、施設の運営方法を決定する際などに検討させていただく。

委員：持込車両が何台かなどの条件を与えると、プラントメーカーが対策やシミュレーションを提案してくるので、渋滞対策については、条件設定が重要となる。

委員：化学物質の濃度の単位などは通常使用するものではないため、イメージがつきにくい。今後、住民の方々に施設の安全性を理解してもらいやすいような伝え方や工夫をしていただきたい。

事務局：承知した。

#### ○議事(2) PFI 導入可能性調査の結果について

事務局：資料3説明

委員長：議事(2)の資料3に対して意見・質問はあるか。

委員：事業スキームにあるSPCとはどんなものか。

事務局：選定された事業者が、事業を営むための会社を設立した場合、その会社のことを特別目的会社、SPCという。

委員：公設公営は発注者の責任・管理のもと事業を実施するが、DBO方式などは民間の工夫の余地があると思っている。DBO方式の場合、SPCは設立しないこともある。この辺りの条件は、今後組合と構成市町で協議が必要なところと思われる。

委員：VFMが1.6%削減できるとあるが、積算方法などの説明をお願いします。

事務局：公設公営で実施した場合の建設費や稼働開始後の人件費、用役費等の運営費のシミュレーションを行った。同様に各方式で実施した場合もシミュレーションを行い、算出された公設公営の事業費と各方式の事業費の差を表したものを数字で記載している。このシミュレーションには、社会的割引率なども考慮されている。

委員：6ページの表1-5に公設公営の運営が短期間の契約とあるが、どういう意味か。

委員：公設公営の基本は、公共が建設し、公共が維持管理、運転することとなるが、実際は大半が運転を委託し、毎年発注することになる。そうすると、維持管理と運転に関連がなくなり、民間のノウハウが発揮しにくいと一般的に言われている。

委員：9ページの財源設定の部分において、地域の特性を考えると過疎債について記載しておくことが適当であると思われる。

事務局：過疎債に関する補足説明を追記する。

○議事（3）東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画（案）について

事務局：資料4、資料5説明

委員長：議事（3）の資料4に対して意見・質問はあるか。

委員：資料4の86ページの表11-2の概算事業費は、DBO方式を考慮した金額か。

事務局：ここでは公設公営方式で行う場合の概算事業費となっている。

委員：参考に構成市町の実質負担額を示していただきたい。

事務局：別途提示させていただく。

委員：資料4の21ページでゴミ質が低い理由について、「東紀州地域のごみ質の特性によるものと考えられる」と言い切っているが、他にも理由がある可能性もあるため、「特性によるものとも考えられる」という表現に見直す方がよい。

事務局：追記する。

委員：資料4の84ページで財源について記載してあるが、先程のPFI導入可能性調査の部分と同様に、この部分でも過疎債について記載しておくことが適当であると思われる。

事務局：過疎債に関する補足説明を追記する。

委員長：他に意見・質問はあるか。なければ、議事(3)は承認とし、文章の修正点については、事務局で対処していただくということでよいか。

【 ～異議なし～ 】

委員長：議事（3）を承認する。

○議事（4）パブリックコメントについて

事務局：資料6-1説明

委員長：パブリックコメント実施後に再度委員会を開催したいとの提案だが、意見・質問はあるか。

委員：今回は、基本計画に対するパブリックコメントであるため、質問内容によっては回答出来ない場合もあることを明記して行うとよい。次回委員会は、パブリックコメントに対する見解を事務局が作成し、委員会に諮るということでよいか。

事務局：お見込みのとおりである。

委員長：他に意見・質問はあるか。なければ、事務局提案を承認してよいか。

【 ～異議なし～ 】

委員長：事務局提案を承認する。

事務局：資料6－2説明

委員長：意見・質問はあるか。

委員：パブリックコメントに対する見解の公表は、いつ、どのように行うのか。

事務局：次回委員会を2月頃に開催する予定としており、委員会終了後、組合ホームページで掲載する考えである。

委員：パブリックコメントの提出資格が設けられているが、構成市町のパブリックコメントのルールなどを確認し、それに準じた方がよい。

事務局：事前に確認はしているが、再度確認し、準じた形で進めさせていただく。

委員長：他に意見・質問はあるか。なければ、事務局提案を承認してよいか。

【 ～異議なし～ 】

委員長：事務局提案を承認する。

○その他

委員：パブリックコメント実施の前に住民説明会を予定しているが、住民の理解が進むように、過去の質疑内容等を整理し、丁寧な回答をお願いする。

○閉会